

公益法人に対する随意契約の見直し状況(物品・役務等)

様式6-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由(金額等又は比率)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数(名)		継続支出の有無	継続支出の有無
環境省	令和元年度教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房公共政策課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年6月10日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5丁目38番5号	6011105004508	本業務に係る企画書募集要領に基づき企画競争を実施したところ、提出期限までに有効な企画書の書類を提出した者は2者であった。企画書審査委員会において審査・採点を行った結果、公益社団法人日本環境教育フォーラムの提案が最も高い得点に基づき「効果的・効率的な提案であり、実施体制及び見積内容においても妥当性が認められたことから、当該業務の契約候補者として相応しいものと判断されたため、公益社団法人日本環境教育フォーラムを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	15,499,980	-	-	公社	国認定	2		自己点検表の項目3に基づいて点検を実施した。	有
環境省	2019年度二国間クレジット制度の対象国における効率的な制度実施体制の検討等及びMRV等の実施支援委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月4日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は、二国間クレジット制度(JCM)の効果的な実施のため透明性の向上及びJCMのプロジェクサイクルの下での測定・報告・検証(Measurement, Reporting, Verification: MRV)実施のための各種支援、JCMを含む新メカニズムや市場メカニズムの運用促進のための各種取組(ワークショップやセミナー等の開催、並びに必要な教材やデータの整備、調査・分析等)を行うものである。 JCMにおけるMRVの実施支援に当たっては、種類や立地の異なる様々なプロジェクトの背景、技術内容及び進捗状況を把握しつつ、各プロジェクトにおける提案者、実施者間の調整を含む広範な業務を実施することが必要である。これらを一層効果的かつ効率的に実施するためには、JCMの各種規則やガイドライン類等への理解はもとより、温室効果ガス排出削減量の算定方法に関する深い理解と専門的知識及び途上国各国における国情に応じた適用技術や電力排出係数の調査等の高い調査能力、技術力を有することが、本業務の運営にあたって必要不可欠である。 さらに、パリ協定において、JCMを含む市場メカニズムの活用が位置づけられたことから、JCMパートナー国である途上国との間でJCMの実施による具体的な経験を共有し国際社会に向けて発信することを通じて、国際的な市場メカニズムに関する議論において我が国がリーダーシップを発揮していくために、途上国の状況や国際的な議論の経緯や現状について熟知した上でJCMに関する各種実績の分析と改善の提案を行うための高い専門知識が求められる。 以上の条件を有する者として、本委託業務を開始した平成20年度から平成30年度まで公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下「IGES」という。)が当該業務を受任してきた。この結果、IGESは本業務に必要となる能力を有しているだけでなく、業務遂行による豊富な経験を蓄積している。 平成30年6月に策定された「海外展開戦略(環境分野及びリサイクル分野)」においてJCMの更なる展開が言及され、また平成30年12月に開催された国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)で決定された「パリ協定実施指針」でも、一定の国際ルールに従うことを前提にしつつもJCMからのクレジットを各国の目標に利用することが国際的に承認される道が出来るなど、本業務の推進の重要性は増している。必要要件がますます高度となる本業務の達成にはIGESの高い業務遂行能力と豊富な経験が必要であり、他機関において実施することは出来ない。よって、IGESを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	249,899,140	-	-	公財	国認定	1		財務大臣通知に示す競争性のない随意契約	有
環境省	令和元年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(マレーシア国クアラルンプール市における建築物の省エネ普及に向けた低炭素制度基盤構築支援事業(クアラルンプール市-東京都))	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年6月25日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	平成31年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった21件の中から外部専門家等よりなる平成31年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務評価委員会の審査を経て採択されたため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	15,000,000	-	-	公財	国認定	21		外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	無
環境省	2019年度「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」開催におけるサブスタンス支援委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務に係る業者を選定するため、2018年度に2か年を前提とした一般競争(総合評価落札方式)として実施したところ、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、評価の対象とする技術等の必須要求項目の要件をすべて満たしており、予定価格の範囲内であった同機関と契約を締結した。 今般、平成31年度においても当該業務に係る予算が措置されたことを受け、引き続き業務を実施するにあたり、「平成30年度「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」開催におけるサブスタンス支援委託業務に関する事業評価委員会」において平成30年度業務の履行状況の確認や平成31年度の業務が当初計画に基づいて実施できるか等についての審査を行った結果、平成30年度業務は適切に履行されていることが確認され、また、平成31年度は引き続き当初計画に基づいて業務が遂行することが適切であると判断されたため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	32,768,512	-	-	公財	国認定	1		令和元年度限りの事業	有
環境省	平成31年度中国をはじめとしたアジア地域でのコベネフィット型大気汚染対策促進委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 田中 聡志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は、特殊技術かつ多角的視点や解析等が必要不可欠な業務であるため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	155,676,060	-	-	公財	国認定	1		前年度は「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから随意契約を行った。なお、平成31年度においては「参加者確認公募方式による調達手続きについて」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たさず認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、書面審査の結果承認されたので、引き続き本業務の契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約した。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数(者)		継続支出の有無	
環境省	平成31年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月23日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は、条約等の国際的取決めに、契約の相手方が決められているため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	16,000,000	-	-	公財	国認定	1		有	本業務は、「条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は目的が競争性が無い場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。
環境省	平成31年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地の3	6040005001380	本業務の遂行には、①採取した資料(放射性物質)の分析と評価を適正に行う能力、②原子力事故等が発生した場合、政府等からの要請に基づく緊急時対応が可能となる能力を有すること等が求められる。 公益財団法人日本分析センターは、上記の要件を満たしている。 また、本業務については、定期的(平成28年度及び平成29年度に実施)に、参加者確認公募方式による調達をかけているが、応募は公益財団法人日本分析センターのみであったことから、本業務について実施可能な契約相手は公益財団法人日本分析センター以外にない。 よって、公益財団法人日本分析センターを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	54,329,200	-	-	公財	国認定	1		有	前年度は「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから随意契約を行った。なお、平成31年度においては「参加者確認公募方式による調達手続き」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が1者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、書面審査の結果承認されたため、引き続き本委託業務の契約相手方として公益財団法人日本分析センターと随意契約したものの。
環境省	平成31年度北西太平洋地域海洋行動計画活動推進業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5番5号	8230005000125	本業務は、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下「NOWPAP」という。)活動を支援するため、改良されたNOWPAP富山変化状況評価手順書をもとに、これまでよりも広範囲の海域を対象とした衛星クロロフィルによる予備評価及びその検証に必要な富山湾海域モニタリング調査の実施、人工衛星による観測データの信号受信・処理システムの維持管理を行うものである。さらに、人工衛星リモートセンシングを活用した藻場マッピングを行い、藻場の保全・再生のための基礎情報の整備に資することを目的とする。 NOWPAPは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」のひとつであり、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会議において、我が国、中国、韓国及びロシアの4国により日本海及び黄海を対象として採択され、その後の各種プロジェクトが進められている。 1999年4月の第4回政府間会議において、各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進していく地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という。))」が設置されることとなった。 同政府間会議において、海洋環境モニタリングに必要な環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなど、様々な科学分野の熟練者や専門家を有している公益財団法人環日本海環境協力センターがGEARACとして指定(第4回政府間会議レポート附属書7)され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 よって、公益財団法人環日本海環境協力センターを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	19,838,000	-	-	公財	国認定	1		有	本業務は、「条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は目的が競争性が無い場合として、契約相手方は(公財)環日本海環境協力センターである必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。
環境省	平成31年度全国野鳥保護のつどい記念式典等実施業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月10日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目54番5号第10号中ビル3階	1011305001870	本業務は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために愛鳥週間(5月10～16日)に行われる「全国野鳥保護のつどい」記念式典等を円滑に開催することにより、国民の野生生物保護思想の高揚に資することを目的とする。 本業務の中核行事である記念式典については、公益財団法人日本鳥類保護連盟と環境省との共同で行われており、各種事務を同連盟が担っている。また、同式典には常陸宮殿下の御臨席を賜って行っており、殿下の御成行等について宮家との調整を円滑に行う必要がある。同連盟の総裁は常陸宮殿下であり同連盟はこれまでも宮家と御成行等の調整を円滑に実施してきた実績がある。 よって、公益財団法人日本鳥類保護連盟を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	17,560,000	-	-	公財	国認定	1		有	本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が発足当初からの主催者であり、環境省が昭和47年度から共催者となっている。また、普及啓発活動を継続的に行っており、宮家との調整及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、随意契約によらざるを得ない。

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数(者)		継続支出の有無	
環境省	令和元年度森里川海のみを次世代につなげるプログラム実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年7月12日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5丁目38番5号	6011105004508	本業務の実施に最もふさわしい契約相手方を選定すべく、企画書募集要領に従って企画書等の募集を行ったところ、これに対する有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において、審査・採点を行った結果、本業務の目的に対する理解度が高く、ターゲットの想定、企画内容の想定、企画内容の選定、連携して取組を呼びかける手段及びイベント内容等、より高い効果が得られることが想定され、また見積積算も適正であったことから、公益社団法人日本環境教育フォーラムを契約候補者として決定した。よって、公益社団法人日本環境教育フォーラムを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	9,878,000	-	-	公社	国認定	1		調達改善の取組の一環として、参加者確認公募へ移行	有
環境省	令和元年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年9月19日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目54番5号第1010中ビル3階	1011305001870	参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益財団法人日本鳥類保護連盟を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	10,700,000	-	-	公財	国認定	1		令和元年度に参加者確認公募方式を適用したが、応募は1者のみであったため、随意契約にて実施しているもの。	有
環境省	令和元年度希少野生植物の生息域外保全検討実施委託業務	支出負担行為担当官 環境省自然環境局長 鳥居 敏男 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年7月10日	公益社団法人日本植物園協会 東京都北区田端1丁目15番11号ティールハイムアサカ201	3011505000910	本業務は、国内希少野生動植物種(維管束植物)等を対象として、生息域外保全手法を検討するとともに、種子等の確保により生息域外保全を実施するものである。また、併せて、種子保存及び生息域外保全情報管理システムに関する検討を実施するものである。国内希少野生動植物種を含めた絶滅危惧種の生息域外保全は、従来より、公益社団法人日本植物園協会の加盟園館が主体的に実施してきており、本業務の生息域外保全の実施については、確保した種子等は植物園において自主的に栽培することを前提としていることから、絶滅危惧植物の栽培に係る知識、技術、経験を有する植物園等が実施することが不可欠である。また、その他の項目においても植物園等が実施する生息域外保全と一体的に進める必要がある。加えて、希少野生植物の生息域外保全については、危険分散や遺伝的多様性の確保等の観点から複数施設の連携により進める必要がある。公益社団法人日本植物園協会には、11の植物園が加盟しており、複数施設の連携により絶滅危惧植物の生息域外保全に取り組んでいる国内で唯一の団体である。平成27年6月には、環境省自然環境局と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しており、両者で連携して生息域外保全を実施しているところである。そのため、本業務を実施するために必要な知識、技術、経験を十分に有すると考えられる。よって、公益社団法人日本植物園協会を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	7,630,090	-	-	公社	国認定	1		令和元年度限りの業務	無
環境省	平成31年度「チーム 新・湯治」運営等実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年4月1日	公益社団法人日本交通公社 東京都港区南青山2丁目7番29号	5010005018866	本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益社団法人日本交通公社は、本業務に対する理解度が高く、また、モデル調査のテーマ、モデル実証地の選定方法、調査実施方法が効果的であり、業務実施フローの確実性が高く評価され、契約候補者として最も相応しいものと判断されたため、公益社団法人日本交通公社を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	7,287,500	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1者であったため、平成31年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	令和元年度港湾におけるヒアリ緊急防除及び追加調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年10月29日	公益社団法人日本ベストコントロール協会 東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番4号	9010005004433	平成29年6月に神戸港にて国内で初めて確認された特定外来生物に指定されているヒアリについて、東京湾青森県に於いてヒアリが50個体以上確認されており、専門家からヒアリの定着の可能性が指摘されていることを受け、緊急的に対応策について防除作業を実施する必要がある。ヒアリについては気温が低くなるまで野外に出ていきにくくなるため、令和元年11月中旬に調査を終える予定。 本業務の適正な実施には、 ① 特定外来生物の取扱いに関する専門的な知識 ② アリ科に関する専門的な知識 ③ 野外における生物の調査手法に関する専門的な知識 ④ 30港連で速やかな調査等が実施可能な体制が必須である。 公益財団法人日本ベストコントロール協会は、これら条件を全てクリアしており、加えて、平成29年度における神戸港でのヒアリの確認事例を受け、ヒアリが定着している園と地域と定期航路を持つ全国68港湾におけるモニタリング調査に係る業務に従事した経験があり、調査に必要な労力や経費、調整の手順等を既に把握しているため、業務にすぐに取りかかることができる。 よって、緊急の必要により競争に付することができない場合と判断され、本職員業務を緊急に実施する場合の契約相手として、公益財団法人日本ベストコントロール協会が最も適当と見られるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	32,313,600	-	-	公社	国認定	1		令和元年度限りの業務	無
環境省	令和元年度電子マニフェスト普及拡大事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年6月7日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	本委託業務は、電子マニフェストシステムの普及促進に関する各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの利用割合を向上させ、産業廃棄物処理システムの透明化を図るとともに都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることを目的とするものである。 上記に係る業務を履行するに当たっては、電子マニフェストに関して幅広く豊富な知見を有した者でなければならず、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「JWセンター」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の21に基づき、平成0年に全国唯一の情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができるのは情報処理センターとして指定されているJWセンターのみとなっている。 電子マニフェストシステムの開発に当たっては、システムの運用・保守を行いつつ、限られた期間内に設計・プログラムを追加する必要がある。かつ、最新の機能を有する高品質なシステムとするため、現システムを詳細かつその根幹部分を熟知しているJWセンターの管理監督の下、最新のIT技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。 また、電子マニフェストの普及啓発については、平成28年1月に産業廃棄物処理業者による食品廃棄物不正転売事件が発覚したこと、平成29年6月に廃棄物処理法が改正され、特定の産業廃棄物を多量に排出する者に対し電子マニフェストの使用が義務付けられたこと等を踏まえ、電子マニフェストの普及拡大を強力に推進する必要がある。これらの業務を行うことができるのは、電子マニフェストの根幹部分を熟知しているJWセンターのみである。 よって、JWセンターを本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	92,460,479	-	-	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数(者)		継続支出の有無	
環境省	令和元年度産業廃棄物処理業における外国人技能実習制度導入に係る検討業務	支出負担行為担当官 環境省大田官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年10月1日	公益社団法人全国産業資源循環連合会 東京都港区六本木3丁目1番17号	5010405009432	参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益社団法人全国産業資源循環連合会を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	11,296,802	-	-	公社	国認定	1		業務内容、入札方法を検討し、適正な競争の実施を努める。	無
環境省	令和元年度優良廃棄物処理業者の情報発信に関するシステム改修業務	支出負担行為担当官 環境省大田官房会計課長 角倉 一郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和1年10月1日	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号	2010005018786	本業務は、平成11年度に産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境保全及び公衆衛生の向上を図ること等を目的に厚生労働省(厚生省)から補助金の交付を受けて、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団(当時財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、以下「産廃振興財団」という。)が開発した「産業廃棄物処理業者情報検索システム(さんばいくん)」及び平成22年度に環境省が整備し、産廃振興財団に管理を委任している「優良さんばいナビゲーションソフトウェア(優良さんばいナビ)」を統合した「産廃情報ネット(さんばいくん・優良さんばいナビ)」の改良・改修により排出事業者の利便性等の向上を図り、排出事業者による優良産廃処理業者認定制度により優良認定を受けた産業廃棄物処理業者(以下「優良認定業者」という。)の活用の機会を増やし、優良認定業者の一層の増加及び国内での循環産業の育成を図ることと産業廃棄物処理業界の健全な発展及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を目的とするものである。 上記に係る業務を履行するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)に基づき産業廃棄物処理業許可に関して幅広く鑑識を知見を有することにも、全国の産業廃棄物処理業者の情報を収集するための地方公共団体や産業廃棄物処理業者等のネットワークを有した者でなければならぬこと、産廃振興財団は、廃棄物処理法第13条の12に基づき、平成10年に全国唯一の適正処理推進センターとして指定されており、「産廃情報ネット」による産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報の収集・提供を行っている。なお、「産廃情報ネット」は民間団体が有する優良認定業者を含む産業廃棄物処理業者に関する情報等の収集・提供を行う唯一のシステムである。 「産廃情報ネット」の改良・改修に当たっては、システムの運用・保守を行いながら、限られた期間内に設計してプログラムを追加する必要があり、かつ、最新の機能を有する高品質なシステムとするため、現システムを詳細かつその根幹部分を熟知している産廃振興財団の管理監督の下、最新のIT技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。 また、現在、廃棄物分析においては、電子化が推進されつつあるところ、当該電子化のためには、現業者が管理する「産業廃棄物処理業者情報システム」と産廃振興財団が管理する「産廃情報ネット」との膨大なデータの連携、各種データ情報の重複排除等を検討する必要がある。これらシステム内の複雑な情報整理等を一体的かつ効率的に行える者は、「産廃情報ネット」の機能の詳細を熟知している産廃振興財団のみとなっている。 よって、産廃振興財団を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	21,343,190	-	-	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有
環境省	平成31年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸生鳥類調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成31年4月1日	公益財団法人日本野鳥の会 東京都品川区西五反田3丁目9番23号丸和ビル	1010705001646	平成30年度と同業務の調達に際し、参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益財団法人日本野鳥の会と契約したところであり、引き続き平成31年度においても本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	20,680,000	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に自己点検表に基づいて点検を実施したが、参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1者であったため、平成31年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	平成31年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(海鳥調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成31年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115番地	2040005016886	参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益財団法人山階鳥類研究所を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	13,640,000	-	-	公財	国認定	1		自己点検表の1、3に基づいて、競争参加資格の認定や仕様書の明確化、事業の分割化の検討等の点検を実施したが当該者しか応募がなかった。	有
環境省	平成31年度鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成31年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115番地	2040005016886	公益財団法人山階鳥類研究所は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しないため、公益財団法人山階鳥類研究所を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	37,000,000	-	-	公財	国認定	1		標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、他者への発注は困難。	有
環境省	平成31年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(里地調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター 菅宮 和夫 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成31年4月10日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新川1-16-10エトヨビル2F	7010005016562	平成30年度と同業務の調達に際し、参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益財団法人日本自然保護協会と契約したところであり、引き続き平成31年度においても本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	33,875,479	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に自己点検表に基づいて点検を実施したが、参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1者であったため、平成31年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	平成31年度シマフクロウ保護増殖事業(生息状況調査・給餌・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所自然環境事務局長 安田 直人 北海道釧路市幸町10丁目3番地	平成31年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目54番5号第10号中ビル3階	1011305001870	平成30年度と同業務の調達に際し、参加者確認公募を行った結果、有効な応募者は1者であったため、公益財団法人日本鳥類保護連盟と契約したところであり、引き続き平成31年度においても本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	12,391,930	-	-	公財	国認定	1		自己点検表1・3に基づいて点検を実施。(今後とも一層競争入札を実施予定。)	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。